愛知県農山漁村発イノベーションサポートセンター　御中

（株式会社アルファポイント内）

愛知県農山漁村発イノベーションサポートセンター

（愛知県６次産業化サポートセンター）

地域プランナー登録及び活動に関わる誓約書

　私は、愛知県農山漁村発イノベーションサポートセンター地域プランナーとしての委嘱を受け、活動するにあたり、下記事項を誓約致します。

記

1. 愛知県農山漁村発イノベーションサポートセンター地域プランナー（以下、「プランナー」）として活動するにあたり「2024年度愛知県農山漁村発イノベーションサポートセンター地域プランナーの登録及び業務に関する規約」を遵守し、支援先の課題解決に向けて尽力します。
2. 支援過程で、自身の専門分野でない課題が出てきた際や、より効果的に事業を推進するために他プランナーの意見が必要な場合は、速やかに、愛知県農山漁村発イノベーションサポートセンター（以下、「サポートセンター」）に連絡し、他プランナーまたは関係機関の協力を要請します。
3. 支援にあたっては、先生・生徒の関係ではなく、事業のパートナーとして、多様な事業者・人材と連携して課題の解決にあたります。
4. 謝金及び旅費の精算においては、別途定める「謝金規程」及び「旅費規程」に従います。
5. 支援先にアポイントをとる際は、予定日から５営業日をあけることとし、アポイントが決まり次第サポートセンター事務局に必ず連絡します。また、連絡なく訪問した際は、支援と認められず、謝金支払い不可・旅費が自己負担になることを了解します。
6. 支援後は２週間以内にサポートセンター事務局に「支援経過報告書」「地域プランナー謝金兼旅費請求書」及び「旅費規程」に規定する領収書原本及び証拠資料等を提出します。期日までに提出できない場合は旅費等が自己負担になることを了解します。
7. 地域委員会での情報共有に積極的に参加します。
8. サポートセンターは、支援対象者に営業上の秘密を含めた情報提供の同意を確認した上で、プランナーによる支援を実施するものであり、プランナーは、活動する過程で知り得た情報について、サポートセンターに適切に報告する義務を負うことを了解します。
9. プランナーとして活動する過程で知り得た情報はすべて他人に知らせ不当な目的で使用しないようにするため、秘密保持に関する誓約書を提出します。

以上

 記　入　日　　令和　　　　年　　月　　日

 住　　　所

 所　　　属

 署名（自筆）

愛知県農山漁村発イノベーションサポートセンター　御中

（株式会社アルファポイント内）

秘密保持に関する誓約書

　私は、2024年度愛知県農山漁村発イノベーションサポートセンター地域プランナーとしての委嘱を受けるにあたり、個人情報等を扱う事務について、下記事項を誓約致します。

記

1. 取得した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び同法第８条の規定に基づいて農林水産大臣が定めたガイドラインに従い、適正に取扱います。
2. 愛知県個人情報保護条例及び個人情報取扱特記事項を遵守し、個人情報を適正に取り扱います。
3. 愛知県農山漁村発イノベーション等支援活動の実施を通じて得た情報のうち、支援対象者が秘密として管理している生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないもの（以下、「営業秘密」という）について漏洩しません。
4. 愛知県農山漁村発イノベーションサポートセンター地域プランナーとして、その在任中及び離任後、その業務に関して知ることのできた個人情報及び営業秘密の内容を他人に知らせ、又は不当な目的に使用しません。

以上

 記　入　日　　令和　　　　年　　月　　日

 住　　　所

 所　　　属

 署名（自筆）